

---

令和 8 年 第 2 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 3 日)

令和 8 年 6 月 1 5 日 (月曜日)

---

議 事 日 程 (3)

令和 8 年 6 月 15 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

---

【 出 席 議 員 】 (12 名)

|           |            |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|
| 1 番 長島 毅  | 2 番 原崎 功典  | 3 番 守田 政孝  | 4 番 田中 太   |
| 5 番 香田 一之 | 6 番 中西 智昭  | 7 番 本田 浩   | 8 番 松岡 泉   |
| 9 番 内海 猛年 | 10 番 妹川 征男 | 11 番 川上 誠一 | 12 番 辻本 一夫 |

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 局長 横田 和雄 | 書記 岡本 賢治 | 書記 鶴原 清華 |
|----------|----------|----------|

---

説明のために出席した者の職氏名

|                |      |             |       |          |      |
|----------------|------|-------------|-------|----------|------|
| 町 長            | 貝掛俊之 | 副町長         | 吉永博幸  | 教育長      | 三桝賢二 |
| モーターボート競走事業管理者 | 藤崎隆好 | 会計管理者       | 福田雅代  | 総務課長     | 本石美香 |
| 企画政策課長         | 溝上竜平 | 芦屋港活性化推進室長  | 志村亮二  | 財政課長     | 智田寛俊 |
| 都市整備課長         | 小田武文 | 税務課長        | 藤永詩乃美 | 環境住宅課長   | 新開晴浩 |
| 住民課長           | 有田昌子 | 福祉課長        | 中野功明  | 健康・こども課長 | 塩田健司 |
| 産業観光課長         | 浮田光二 | 芦屋釜・歴史文化課長  | 新郷英弘  | 学校教育課長   | 木本拓也 |
| 生涯学習課長         | 水摩秀徳 | ボートレース事業局次長 | 井上康治  | 企画課長     | 池上亮吉 |
| 事業課長           | 本郷宣昭 |             |       |          |      |

---

【 傍 聴 者 数 】      4名

---

午前 10 時 00 分開議

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日は先週に引き続き一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 10 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 10 番 妹川 征男君

10 番、妹川です。

改めまして、議場内の皆様おはようございます。質問に先立ちまして、まず一言。吉永博幸さん、副町長就任おめでとうでございます。副町長として、町民のために、あらゆる行政事務について尽力されることを期待しております。よろしくお願いします。

件名 1 に従って話していきますが、副町長の任務と役割について。

吉永博幸さんは企画課長、福祉課長及び監査事務室書記を経て、本年 4 月に新たに副町長に就任されました。副町長は町長を補佐し、業務事務の統括責任者として町政を円滑かつ誠実に運営する重責を担っておられます。その職責を果たすためには高い公務員倫理と住民や議会に対する絶対的な誠実さが求められているものと認識しています。そこで、行政事務のトップとしての職責と事務執行上の課題認識について見解を伺いますが、町長はマニフェストに掲げた町政に対する理念や政策について町民から直接選ばれたトップの方です。一方、副町長はその町長から指名を受け、議会での承認を経て就任された行政事務の最高責任者です。

そこで、本議会の場において副町長としての具体的な決意と所信を述べ、町民に明らかにしていただきたい。副町長という職責は単に町長を補佐するだけでなく、町長不在時には全ての権限と責任を背負う立場です。平時においては全職員の指揮監督権を持つ存在です。だからこそ、その職に就く者には一般職員以上に極めて高い公務員倫理と、誠実な姿勢が絶対条件として求められます。そういう意味で、副町長としての決意を伺いたい。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。副町長。

○副町長 吉永 博幸君

妹川議員も聞かれていると思いますが、本会議冒頭で述べさせていただいたとおりでございます。

して「町長を支え、組織を支え、そして町のために一生懸命働いてまいります」という私の抱負を述べさせていただきました。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 １０番 妹川 征男君

もともと予告しておったんですから、もう少し決意とかね、そういうのを聞きたかったですね、改めてね。

今、所信の中で「町のために一生懸命努力していきたい」という決意を述べられましたが、しかしね、今回の副町長就任にあたり、町民の方々から過去の行政対応に対する疑問や不信の声が私のもとに多数寄せられています。私は、その背景には、これまでの行政運営に対する不透明感が、説明不足があるのではないかと推察するのです。町民の疑問の声、また「副町長としての資質について問う必要がある」という町民の声を代弁して問うのです。つまり、あなたが福祉課長時代に担当された特別養護老人ホーム建設事業をめぐる、当時の不透明な対応に対する不信感がいまだにぬぐえていないからだと推察します。

私は本町の未来を担う町政が常に町民のために公明正大であり、一点の曇りもない透明性を持って進められるべきだと確信しています。議会と行政は、限られた財源と人的資源をいかに効果的に配分し、町民の福祉と利益を最大限に生かすことを追求し切磋琢磨する、いわばプロフェッショナルの集団でなければなりません。過去の事案をあえて持ち出すのは、業務実務の最高責任者に就任された吉永副町長がかつて自ら関わった不適切な事務執行を現在どう総括し、それを今後の全職員への倫理指導にどう生かすのかという現在の資質と責任を問うためであります。過去の反省を真摯に受け止め、それを血肉とすることが次なるステップの財産となります。だからこそ、今一度あなたを含め全職員がプロの行政マンに徹していただきたい。そして、法令遵守と町民の利益を第一に貫いていただきたいと期待しておるところです。

そこで、要旨２に入りますが、福祉課長時代に担当された特別養護老人ホーム建設事業をめぐる対応と現在の認識について質問いたします。

平成２５年度の特別養護老人ホーム８０床整備についてですが、波多野前町長は町の審査委員会結果を踏まえＡ事業者を推薦し、県に意見書を提出されました。しかし、結果として不採択となりました。県は「極めて異例であり、前例がない。」と疑問視されていましたが、町としても重く受け止めるべき事案ではないかと考えます。なぜこのような事態になったのか、まず真実を検証することが必須だと考えます。当時の経緯と具体的な理由について、副町長の説明を求めます。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

一般質問なんですけども、「一般質問は町の一般事務に対して執行の状況または将来の方針、政策提言等を行うこと」という一般的な定義を踏まえて質問されていると思いますので、その前提で答弁させていただきます。

特別養護老人ホームが無事に建設され、芦屋町の高齢者福祉が向上した事実がございますので、特別養護老人ホームの建設に関わる件につきましては、適切に対応してきたものと考えております。また、特別養護老人ホームの建設に関して担当課にも確認しましたが、「現在、何ら課題はない」との報告を受けております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

何ら問題がなかったものが、なぜ不採択になるんでしょうね。そこで、今のは回答にはなっておりません。なぜ不採択になったのかと聞いているわけですから。それで皆さん方、タブレットの中に掲載されていますけれど、御覧になってください。議場の傍聴者には配付をしております。あまり写りがよくありませんが。

そこで、私の一般質問資料のNo.1については、これは平成25年2月26日に請願書が出され、そして3月議会でこの請願書について審査したところです。その当時の議員さんは、今現在12名ですけど5名の議員さんしかおられませんでした。執行部の皆さんも半数近くの方は、この請願書、これは議会で出したものですから初めて見たという人が多いんじゃないでしょうか。

そして次のNo.2は、この名前は伏せておりますが、請願者は3名の方が氏名、住所、印鑑押されていますけど、これは省いております。No.2を見てみますと、これは請願の趣旨が書かれています。この文面を紹介すると時間がないので後ほど、また簡単に説明しますが・・・

No.3を御覧なってください。No.3は、これは法務局から取り寄せた字図です。これも以前出したものを再度出しております。「隣接地権者は誰なのか？」と。3分筆による同意書を町は受理した。非常に不適切ですけど。これは今、字図を私は書き変えたわけではありません。ただ書き変えたのは山鹿郵便局のところ、それから特養の建設予定地4階建て、現在はコスモス店です。ドラッグストア。そして山鹿地区所というものを挿入しておりますが、皆さん御存じのように、現在はコスモス店。非常にお客さんが多いです、私もよく利用させていただいております。これを見たときに、特別養護老人ホームを建設する場合は数億円の国からの補助金が出ます。そのために高齢者福祉施設等の整備方針というのがありまして、建設予定地については建設予定地の隣接者の地権者、道路や水路等を隔てた土地の地権者を含む水利権の同意書がいります。そして、

並びに建設予定地の関係住民の同意書に対する、同意に対する説明会議事録がいるという条件があるわけです。ところが、この字図を見てみますと、今ドラッグストアのあるところには隣接地権者が6名から7名おられますが、3名の方は反対しました。なぜかと。日照権の問題があるし、こんなメインストリートの中にこれ4階建てが建ったらどうなるのかというようなことで事業者が反対表明されたところ、この隣接——反対したところ、その建設されるところの地主、そのA事業者が話し合いのもとにこの3か所に分筆したわけです。そして、その分筆した地主、いわゆるこの土地の地主が同意書として提出したと。いわゆるこれは、このことをです、梅干し、いやごめんなさい、日の丸弁当というふうに言われています。これはなぜかという、産廃処分場で、ある産廃業者が山を買い取ってまたは借りて、そしてその土地の中の4分の1ぐらいを分筆して、そして、その土地の所有者が同意書を出すという事件が頻繁に起こって、その当時からそういうみなし、いわゆるなりすまし、地主になってなりすます同意書を出してはならないということになっているにもかかわらず、それを福祉課は、この実態を精査せず事業者から提出された同意書をそのまま受理したということです。そして選考委員会に提出するわけですが、その選考委員会についても「このなりすまし同意といえますか、そういうのは一切見ておりません」と。そういう中で、審査会ではそれが認められて町は県に提出してしまったという事例です。それで、No.2を見てもらいますと、請願の趣旨ですね。このようにして、町、副町長、前町長は「もうそれは町の権限ではない。県に権限がある。どうせ行くなら県に行ってください」というようなことで、私たち隣接地権者4名は昨年度、だから24年、4名は12月20日、福岡県高齢者福祉課に出向き、県知事に芦屋町提出の意見書の白紙撤回を求める陳情書を出しました。そして涙ながらに「どうしてこんなことが、なりすまし地権者、私たちの生活圏と人権を踏みにじるのか、到底許せない」と涙ながら訴えられました。アポイントをとってくれた県議会議員、そして福祉課の参事は「こんなことがあったんですか」と。そのことによって25年の2月の10日には、県の福祉課が3名、参事も含めてですね、4名の地主に対してヒアリングを行いました。そして、県の参事いわく「これは異常事態です。県下でも前例のない」というものでした。そして、それからヒアリングをされた10日後かな。「不採択」という通知が町のほうに届いたと思います。この請願書は、まだ地主さんがそういう不採択の通知を受けてない、知らなかったときの請願書です。

副町長、その当時のことを思い出されましたか。それで、このA事業者が不採択になった根拠を具体的に網羅しています。副町長、この請願を改めて見て、当時福祉課の責任者であったあなたとして、適切であったか改めてお聞きします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

今の不適切と言われる言葉の前に「具体的にその理由を示されましたか」ということを言われましたけども、その理由につきましては福岡県は示しておりません。それは妹川議員の前の一般質問においても、自分が考える4つの理由ということで説明されているとおりでございます。それから、御質問にございました当時の取扱いにつきましては、分筆については前回というか15年ぐらい前なんですけども、申し上げたとおり私どもは受理した後、その時点で精査して、そして福岡県に確認しております。福岡県に確認した上で、審査を行って一連の事務を進めておりますので、今の考えとしましても、当時の取扱いは間違っていないということで考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

以前と同じような回答でしたね。だから県は、そういう不採択に対しての理由をいちいち説明することはないと思いますよね。だから、私は、当時の福祉課長として、そして今、副町長として、その反省に立って何か御意見や考え方があるのかなあと思っておりましたけど残念です。ただね、当時の回答では、当時は「提出された書類の形式が整っていれば、窓口としては受理せざるを得なかった」。そして私の質問に対しては「実質的な地権者の関係や分筆の背景まで町が踏み込んで調査する権限や義務はなかった」という認識を示されておられましたね。それで、あまりあなたの胸のうちというか、反省の色というものがあまり見られません。地主たちが福祉課に「自分たちが真の地権者だ」と、「なぜ、そういうみなし的な同意書が出ているのに、私たちが隣接地権者ですよ」というふうに異議を申し立てたところ、「建設に反対してくれと誰かに言われていないか」などと話をすり替え、真実の追及からあなたは逃げられました。そして選考委員会では土地分筆の真実を隠して審査をパスさせた。これのどこが適切な事務執行と言えるんでしょうか。行政の信頼を失墜させたこの窓口対応の不適さを、倫理条例に照らして今こそ認める必要があるのではないのでしょうか。そして、再発防止、改善について、行政として十分な検証が必要ではないのでしょうか。職員倫理条例の趣旨に従って、過去のこととは言え、精神的被害を受けた地主さんに対して責任ある説明と謝罪を行うべきだと考えます。そのお気持ちはありますか。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

当時の副町長の答弁では「広報あしやを通じて、全体的に特養に関する一部始終を町民の皆さんに説明して理解していただく」という答弁をなされておりました。この考えに変更はござい

せん。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

そこで私は質問したと思いますが、血も涙もないようなことじゃなくて、やはり当の本人に「先祖代々培ってきた農業用地を県道を拡張するときにも提供してくれた。提供した町にはいろいろと協力してきたのに」というような言葉もありましたね。だから本来ならば、すぐさま不採択の通知があれば関係する地主さんたちに謝罪するのが当たり前だろうと思うんですね。それを今のような答弁、副町長になられても今のような答弁、本当に残念でなりません。

ところで、この特養問題については、いろいろな不透明な経緯のもと、かつて貝掛元議員の時のことについて話をさせてもらいます。私に対する「政治倫理条例の疑いがあり」という動議が提出されました。その後、調査特別委員会が設置され6回に及ぶ開催がされ、最終的には委員会は、これが本当に違反があるのかどうか分からずして、委員会は福岡まで行って弁護士に意見を求めたところ、弁護士から「妹川議員の行為の何をもって不当か、不正とするか」と逆に問われ、その動議内容の不正、違法性に完全に否定されました。結果として動議を出された貝掛元町議は、その後の平成31年第1回定例会の本議会冒頭に、私の妻に対する公式な謝罪を行っておられます。非常に勇気あることだと考えておりますが、行政側の不適切な誘導や事務執行によって長年苦しめられた地主及び関係する方々に対して、新たに副町長に就任したあなた自身、今こそ謝罪する気持ちはないでしょうか。再度、真摯な回答を求めます。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

再度、謝罪ということでおっしゃっておりますけれども、私たちやってきた当時、福祉課長としてやってきたことは、いわゆる県が出した整備方針、募集要項、これ以下でもこれ以上でもない。いわゆるその中で、芦屋町としてやるべきことをやってきたということがこれまでの経緯でございますので、その中での対応ですので、やってきたことを逆に分かっていただきたい。だからそれ以上のことをすることは私たちに求められておりません。それから県が受理したっていうか、県に問い合わせたとき、県が何と言ったか。「実質の審査者である福岡県の選定委員会の中で判断していきます」と、これは私自身が県と電話で確認してきたことでございます。したがって、これまでの事務につきましては、先ほども申しましたように何ら悔いることはないと思いますので私の考えは以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

だから県が言うにはね。こういうような分筆をしたとか、こういう不適切な協議書を提出するなんて、県なんか考えておられません。考えてない。そういう分筆したことに対して、県から、町は県に分筆した同意書もよろしいですかとかね、そういうことも問い合わせもないし、非常に異常事態でしたね、残念です。では次に行きます。

要旨3、芦屋町職員倫理条例の目的についてということですね。

副町長が職員の倫理向上において果たすべき役割についてということですが、タブレットないしはプリントで配付していますので御覧なってください。芦屋町職員倫理条例というのは、第1条の目的は町民全体の奉仕者であり、町民の疑惑や不信を招く行為のことを書かれています。そして、第3条第1項では「職員は町民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等町民等に対し不当な差別取扱いをしてはならない」と定めています。つまり公正な職務の執行、公私の別、それから、私的利益の排除とうたっているわけです。そこで、3か年にわたる県から得た貴重な枠50床、80床がことごとく不採択となり、最終的に特定の業者が滑り込むような形になった経緯は、一部のものに対する有利な取扱いや不当な差別的扱いを抵触していなかったのか。第3条第4項には「職員は公共の利益の増進を目指し、全力を挙げなくてはならない」とあります。高齢化が進む町において、特養の枠を適切に確保することは町民全体の重大な利益です。脱法行為を行うような業者を県に推進して不採択を招いた。この一連の不適切な取組は本当に公共の利益の増進に全力をあげたといえるのでしょうか。この条例に従って、あなたは職責を果たしたと思いますか。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。先ほどから聞いていますけどね、あなたの言っている質問は、誤解を招くような発言をしていますので、そこらあたり注意してください。

○議員 10番 妹川 征男君

はい、分かりました。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

脱法行為を招いた事業者というふうな評価もされているようですが、私どものほうでは、脱法行為ということが、何の法律に違反しているかっていう客観的事実は確認できません。先ほど申しましたように「福岡県の整備方針」、これに基づいて必要な資料を提出していただいている。

そして、その資料を選定委員会の方にかけて、その後、選定していただいているという一連の手続き、手順を踏んだものでございますので、これらの事務については何ら問題ないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

当時、請願書を提出したときに、ある議員から「脱法行為とは何か」というような質問を受けましたね。脱法行為とは、そのように法律違反をするような恐れのあることを「脱法行為」と国語辞典に書いてあります。その説明をしましたら「分かりました」と。だから、その言葉を聞いておられると思いますが、今でもね、その脱法行為の定義というものを御存じないということは、もう少し国語辞典を見てください。

次に行きます。そして、ほかにもあなたは不適切な言動を繰り返しましたが、倫理条例に照らして次の点について御説明いたします。

田屋区の住民説明会が行われていないにもかかわらず、ある事業者の協議の資料を受理し虚偽書類を裁判所に提出しましたよね。そして、平成25年6月には、町はNPO法人オンブズマンによって「文書非開示事件」として提訴され、町は地裁で敗訴。町は直ちに高裁に百何十万円の税金を使って控訴したが敗訴。その間に平成26年5月16日に提出した町の準備書面にて「某議員が農業者に「建設に反対してくれ」などの妨害行為をした」という、そういう文章を、ほかならぬあなたが、あなたが、町長の名義じゃなくて、あなたの名義で提出されたこと。当時の対応について、行政事務のトップとなった現在の副町長の見解を求めるが、「これらの一連の不適切な言動を今、芦屋町職員倫理条例の条文に照らしてどう思うか」と聞きたいのですが、もう時間がありません。また同じようなお答えが返ってくるでしょうから、やめておきます。

それから第6条、第5条です。

同条例の基本理念の徹底に向け、副町長をはじめとする管理職の規範意識について。

この条例は「率先垂範して、服務規律の確保を図るとともに、所属職員に対する倫理の保持・向上のために適切な指導及び監督を行わなければならない」、管理職ですね。とされています。部下を指導する立場であった課長自身が、仮に前町長の意向を、仮に優先するあまり、条例の精神を形骸させたのであれば、それは管理職としての責務を放棄したことになります。この反省に立って、現在の副町長として全職員を指導・監督できるかという資質に直結することになりますが、今後どのようにして、所属の職員に対して倫理の保持・向上のために適切な指導及び監督を行いますか。

これ、町長か副町長にお願いします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

職員倫理条例における副町長の役割ってというのは、条例に記載しておりますとおりですが、内部統制と申しますか、事務の取扱い、そういったものにつきましては、課長会議そういったものを通じて全職員に考えてもらって周知徹底していくということで、現在まで取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

件名2、内部告発（公益通報）条例についていきます。

2022年6月の「公益通報者保護法」改正により、民間事業者と同様に地方公共団体に対しても内部通報体制の整備や従事者の指定など、適切な対応が強く求められています。本町における体制強化と透明性の確保に向けて伺います。具体的にどのように整備され、現在まで何件の通報、相談実績があったのかをお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 本石 美香君

まず、内部公益通報における体制の整備についてですが、現在は総務課人事係を通報・相談窓口とした体制を整備しております。次に運用ですが、条例や要綱などの規定は定めておりません。その理由としては、国は地方公共団体に対し、令和4年6月に消費者庁より発出された「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」、内部の職員等からの通報を踏まえながら各地方公共団体の実情等も勘案し、「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法に基づく指針」が求める措置を講ずる必要があるとしております。この消費者庁が作成した「公益通報者保護法に基づく指針」の中において、内部公益通報における体制の整備、その他の必要な措置、例えば指針を遵守するための考え方や具体例などについて示されておりますので、芦屋町ではこの指針に基づいて対応していくこととしております。よって条例や要綱等を定めず、総務課人事係を通報・相談窓口とした体制整備のみの運用としております。それと、もう一つお尋ねの内部通報の件数につきましては、直近の5年間におきまして確認したところ、内部公益通報はございませんでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

今ね、日本を騒がせていますね、ハラスメント防止とかね。自死された方とか内部告発をしたことによって。で、今、お話の中では、ちょっと聞き漏らしましたが、外部公益通報については要綱を定め、ホームページや広報あしやで紹介しているということは、それで回答ありませんでしたが、それはそれであるんですね。それで私が思うには、そういう外部公益通報については要綱をつくった。今年の4月から実施する。ホームページにも広報あしやでも紹介するというふうに聞いていますが、それは間違いないですね。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 本石 美香君

外部の労働者からの公益通報、いわゆる外部公益通報につきましては、公益通報者保護法第13条に基づき、地方公共団体に対して窓口の設置及び内部規定の策定が義務付けられております。このため、令和8年4月に外部公益通報の要綱は施行しております。ただし、こちらの公表につきましては現在準備中ですので、整い次第公表させていただきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

それでね、そういうことについては評価いたしますが、肝心の町職員に対する内部公益通報体制として、なぜ要綱をつくらなかったのか、またつくろうとしないのか非常に疑問です。やはり外部通報もいいことでしょうけれど、やっぱり職員の皆さんが、こういうような内部公益通報体制として整理しておかなければならないと思うんです。それで、令和4年の改正では体制整備が強く求められたのは、主に内部公益通報——、職員を守る仕組みのほうです。内部の通報はない、審議もしていない、そして総務課で受け付けているだけということも聞いておりますが、というのは法改正の趣旨に著しく芦屋町は遅れていると言わざるを得ません。なぜなら、職員からすれば人事課に通報したりすれば、自分の人事評価に響くのではないのでしょうか。秘密が守られないのではないかという恐怖心があり、機能しないから、機能してないから、これまで職員を守るための形ばかりの窓口であり、法改正の精神に逆行している。だから、今までの通報された悩み事を言われたのはゼロであると。運用実績がゼロであるから、じゃあ本当に芦屋町の職員の皆さんは民主的な運営がなされているかというところでもない。そういう悩みを持っている人もおられ

と思いますよ。私は平成28年12月議会において、すでにこの公益通報体制について一般質問を行い、当時の鶴原元副町長からは「検討する」という答弁を受けておりました。それから10年です。さらに言えば、令和4年に法律改正があつて、義務また努力義務化されてからもう数年が経過しています。なぜ、組織の自浄作用として最も重要であるはずの内部公益通報の要綱策定が、10年もの間放置されてきたのか、その明確な理由を伺いたい。総務課長は新しく着任したばかりですからお答えが難しいだろうと思います。

どうでしょう。副町長、ないしは町長、お聞きします。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

私もなぜかと聞かれても、5年間、監査事務局にいましたので、行政内部のことはそこら辺は何て言いますかね、通じておりませんので、即答と明確な答弁というのはできませんけども、内部通報については従業員が何人以上という一般的な法律規定があつて、それをつくらなくちゃいけないよということで、大きな自治体がつくっているというふうに聞いております。芦屋町におきましては内部通報の条例、そういったものはございませんけども、運用の方でしっかりやっているということを聞いておりますので、それが現在まで内部通報制度の条例化、そういったものに至ってないということではないでしょうか。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

それでね、運用しているということですから、運用では内部告発したり、相談をしたりした人が、自分の身分に関わる、ないしは配置転換される、そういうことを恐れて実績ゼロということになるわけですよ。10年間、明確なルール・要綱もつくらず、例規集にも載らず、ただ総務課の窓口ですということであれば、自分の進退を握る部署にリスクを冒してまで通報できる職員はどこにいるのでしょうか。やはり職員が安心して相談できる環境、要綱の策定、不利益処分の禁止の明文化、人事から独立した外部窓口の設置など整えてこなかったからこそ、潜在的な課題があっても0件という数字になっているのではないのでしょうか。

次に行きます。

問3、失礼しました——第3に行きます。窓口設置はスタートラインにすぎません。人事課のね。だから実効性のある運用、ルール、内部公益通報要綱の策定が不可欠です。外部公益通報要綱との整合性を図りつつ、通報者の徹底的な秘匿と保護、そして独立性を持った調査手順を明記

した内部広報通報に関する要綱を早急に策定施行していただきたいことを強く求めますが、それに関連して次に行きます。

要旨2、多くの自治体が要綱や要領ベースで窓口を運用する中、実効性と信頼性を高めるために、あえて法的な重みを持つ条例を制定し上程することについてです。

多くの自治体が、国のガイドラインでは、①秘密保持の徹底、②通報者が誰なのか、通報内容が何なのか周囲に漏れないように情報の周囲を厳しく制限すること、③不利益な取り扱いの禁止、通報したことを理由に配置転換や嫌がらせ、人事評価を下げるなどの報復行為をしてはならない。そして4番目に利益相反の排除とされています。つまり、このガイドラインの厳しいところの4番目、通報者の秘密保持や利益相反の排除が厳格に求められています。町長は、これらの実効性のあるものにするためには、単なる行政内部の要綱だけではなく、今現在、要綱ありませんが、要綱をつくった後には、早急に法的な拘束力を持つ条例として制定し、議会や住民に対してもその透明性と信頼性を担保するべきだと考えます。それで今、利益相反の徹底的な排除にあると言いましたが、今、御存じのように、近年地方自治体や警察組織において、内部告発をした者が守られず逆に処分されるような事件が社会問題になっていますね。国の法律だけでは守り切れない行政の闇が生まれないためにも、町長や幹部の裁量がどうにでもなるような要綱ではなく、議会のチェックが利く法的な拘束力を持った条例を定めるべきだと思います。皆さん御存じのように、兵庫県で起きた兵庫県庁内内部告発、公益通報問題です。告発した職員は知事から直接パワハラを受けていた職員たちを守るために動いた結果、組織のトップ、首長、いわゆる県知事そして副知事によって命を奪われるまで追い詰められました。兵庫県で自死された職員は身を挺して組織のパワハラや不正を告発しました。しかも驚くべきことに内部ルール、要綱があったにもかかわらず、知事や副知事という権力者が自らそれを破り犯人探しをした事件です。

もう一つは、御存じのように国家権力の暴走と内部告発の重みを世に知らしめた大川原化工機事件、ご存じでしょう。捜査に入っていた刑事が内部告発をしたわけですね。そのために、上司から「もう、内部のことまで話をしてどうするか」ということで、もう辞めさせられるような仕打ちを受けて退職。そして、この事件において国家裁判——国家賠償の裁判が民事訴訟でしょうかね、あって、約2億何千万円の国家賠償金を支払うことになりました。そのときにその元刑事の方は、正々堂々とこれが続ければ冤罪事件になるということを知って身を引いて、そして裁判所で事実証言をしたわけです。私が思うには、ただ手軽につくれる要綱、社会ルールのようなもので済ませています。まだ要綱ありませんね。要綱には罰則や強い法的拘束力はありません。しかし、ガイドラインが求める秘密保持や報復の禁止は、本当に実効性のあるものにするためには、やはり条例として制定し、議会や住民に対してもその透明性と信頼性を担保するべきだと考えます。今、職員の中には、本町の職員のほとんどは町民のために毎日真面目に誠実に仕事をし

ている方もおられます。しかし、だからこそ恐ろしいのです。もし、今後、一部の最高幹部から法令違反や不公正な指示がおりたときに、真面目な職員ほど「これはおかしい」と思って悩むことになります。そのとき身内のルールである要綱もない。仮に要綱があったとしても、審査会長がどなたか分かりませんが、職員は自分の身を守るために不当な指示に従うしかなくなってしまいます。兵庫県の悲劇は、まさにそうした真面目な職員が要綱の限界によって組織的に命を奪われた事件です。私はこの芦屋町で働く真面目な職員たちを、そんな行政の闇や幹部による暴走から絶対に守りたい。職員が安心して公明盛大な職務を全うできる環境づくりをするためには、やはり議会の議決を得た法的拘束力のある条例制定を——、不退転の決意で私はこの場に立っております。

いかがでしょう、町長。そういう全体の職員を考えたときに、まだ要綱も出来てないような——、内部通報のための要綱が出てきてないが、一気に条例を考えていただきたいと思っておるんです。

いかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

妹川議員も、ずっと随分私も議員の時代からお付き合いをさせていただいておりますけれども、本当になんか穏やかになられたなと思いががあります。

決して満足いく答弁になるかどうか分かりませんが、一生懸命、今、その内部公益通報、職員を守るためにどうしたらいいかということを熱心に訴えられているという認識をしておりますし、私も今回、町長という立場になって、できる限り風通しの良い役場を目指しております。例えば「内部通報をされた方が不利益をこうむるのではないか」という懸念がありますけれども、私が首長である以上はそういうことはいたしませんし、ここでお誓いを申し上げます。

というところで、芦屋町における内部公益通報の運用につきましては、先ほど総務課長の答弁にもありましたが、国が示すガイドラインや指針に基づいて総務課人事係を通報・相談窓口とした体制を整備しているところでございます。内部公益通報につきましては、国は地方公共団体に対し「公益通報保護者法」及び「公益通報保護者法に基づく指針」に基づき対応するよう示しております。よって、法律に基づいて運用しているものでありまして、具体的な指針も国から示されております。このことからですね、芦屋町において条例を制定しなくても十分対応できることから、現在のところ必要性はないと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

先ほども説明した兵庫県知事のパワハラ問題。そして職員が自死した事件についてもね、これは要綱が——、国の指針に基づいて要綱はつくっていたんですが、それでもね、やっぱり起こり得たわけですよ。ましてや、先ほどの警察による違法捜査をして3人の人が逮捕されて、1人は病死、獄中で病死された。それで病院に「転院させてくれ」ということを何回でも要求したけれど、警察権力は逃げもしない容疑者をね——、それで警察としても、それから多くの自治体も、今、要綱から自治体に条例制定に向けて取り組んでいるところです。よって、私は芦屋町、遠賀郡はそんなのではないと思いますが、トップランナーとしてね、そういう条例として制定し、公益通報者保護法に基づく条例を制定してもらいたいと思うのです。これが、本当に職員が明るく、そして町民のために、そして町のために、積極的に本当に真面目に働いていただけたと思います。

私は、この特別養護老人ホームをめぐって内部告発を受けました。「実は平成22年度の要綱はホームページには載せていません」でしたよ。でも、吉永課長はその当時「いや、載せていました、載せていたけれど削除しました。」「削除しているならば、それを削除したもののプリントを見せてください。」「いや、ありません。」というような話の中で、職員の中から、ないしはパソコン、ホームページを操作される方に聞いても「いや、それはありませんでした」。で、また電話で別な方から「ありませんでした」と。そういうようなことでね。内部告発していてくれればよかったなあとと思うけど、そういう条例があればね、責任は問われないし、配置転換もされることもなかったでしょう。そういうような方が副町長としてそこに座っておられるんですけど、再度質問します。先ほど副町長の決意を聞かせてもらいましたが、私は当時の福祉課長の当時のことについて、これはあくまでもあなた個人を攻撃しているわけじゃありませんよ。政治倫理条例に従って副町長として今後どう反省し、どう今後、芦屋町の町政を担っていくのかという意味で質問してきました。

私は最後をお願いしたい。隣接地権者の地主さんも1人は亡くなられておられます。それで残りの方もおられますが、関係者の方々に対して、やはりあなたの胸のうちのもやもや感というものを払拭、良心的な形で払拭されれば、今からの町政について真摯に進められていくのではないかな。そういう、もやもや感を持った中で芦屋町の町政が担われるのかなあと。

どうでしょう、町長。副町長に「おまえ、ちょっと謝罪してこい。」とかなんか言えないものかなあと。あなたも最近、副町長になって謝罪に行かれたことがあるでしょ。ある方にね。そういう意味で、本当に謝罪されたら本当すっきりすると思いますよ。もう年配の方ですからね。「ああ、ああいうことがあったね、もういいよ」。そういうふうに言われると思います。いかがでしょうか、謝罪の気持ちありますか。

そしてそこに、副町長への最後の質問です。

○議長 辻本 一夫君

副町長。

○副町長 吉永 博幸君

謝罪と言われましても、私どもは先ほど説明したとおりでございます。事務を一つ一つ進めたということだけでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員時間来ましたから。（発言する者あり）

以上で妹川議員の一般質問を終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に1番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

おはようございます。1番長島です。今議会、最後の一般質問になります。本日は早起きの方も多いのではないかと考えております。また、今回は学校給食の質問です。どうか温かい御対応をお願いいたします。

件名1です。学校給食費負担軽減と今後の子育てについて。

本町では、令和4年度から学校給食費の負担軽減措置を実施し、物価高騰が続く中においても子育て世帯への支援に取り組んでこられました。食料品や日用品、電気代など、暮らしに関わる様々な物の価格が上昇する中で、子育て世帯の負担は年々大きくなっております。そのような状況において、学校給食費の負担軽減は多くの家庭にとって大きな安心につながっているものと感じております。また近年は国において学校給食費無償化に向けた議論が進み、福岡県においても補助制度が創設されるなど、学校給食を子育て支援の重要な施策として位置付ける流れが広がっております。そのような中、本町が早い段階から取組を進めてきたことは大変意義深く、本町の子育て支援の大きな強みであると評価しております。

しかしながら私は、その先にある学校給食の価値や可能性についても考えていきたいと思っております。学校給食はこどもたちの健やかな成長を支える大切な食事であり、毎日の学校生活の中で楽しい時間の1つでもあります。また、地元の食材や地域の文化を知る機会であり、食を通じて地域への理解や愛着、そしてシビックプライドを育む教育の場でもあります。これからの学校給食は、負担軽減だけでなくこどもたちの満足度向上、食育の充実、シビックプライドの醸成、そして子育て世帯に選ばれるまちづくりへとつなげていく視点が必要ではないかと考えておりますので、以下、幾つかお尋ねいたします。

要旨1です。学校給食費負担軽減措置の今後の継続についてお尋ねいたします。

本町では現在、保護者負担を実質ゼロとする負担軽減措置を実施しておりますが、国や県による支援制度が始まる中、今後も安定的かつ継続的に実施していく考えなのかお尋ねいたします。

また、この取組を本町の子育て支援施策の柱の1つとして、どのように位置付けているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

芦屋町におきましては、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的として学校給食費の負担軽減措置を実施しております。この負担軽減措置は令和4年度から本年度までの5年間限定として実施しており、本年度は来年度以降の取扱いについて、総合的に検討を行うこととしております。一方で、学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援の一環として、本年度新たに「給食費負担軽減交付金制度」が創設され、小学校における学校給食の食材費が交付対象となり、国から県を通じて支援を受けられることになりました。これにより、町単独費の財政負担は大きく軽減されております。本制度は当面の間継続される見込みであります。今後は中学校給食に対する国、県の支援動向を注視していく必要があります。学校教育課といたしましては、学校給食費の負担軽減措置を重要かつ効果的な子育て支援策の1つと位置付け、来年度以降も継続する方向で前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

前向きな御答弁をいただきありがとうございます。取組の方向性については理解いたしましたので、引き続き次の点についてお伺いいたします。

要旨2です。食育とシビックプライドの醸成に向けた取組についてお尋ねいたします。

学校給食は食を通じて地域文化や地域への理解を深める重要な教育機会でもあります。現在取り組まれている「郷土料理の日」や「地元食材を使った特別献立」に加え、今後どのような食育を推進していくお考えなのかお尋ねいたします。また、学校給食を通じて、こどもたちが自分の住むまちに愛着や誇りを持つきっかけづくりを、どのように進めているのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

「生きる力を育む食育」は学校給食法に位置付けられた重要な教育活動であり、こどもたちが地域社会とのつながりを実感できる「生きた教育」の実践であると認識しております。芦屋町では単なる昼食の提供にとどまらず、学校の教育課程と連携し食育プログラムを組織的に展開しております。具体的な取組として、毎月の献立表での「今月使用予定の地場産食材」の紹介や、給食センターから各学校へ提供する資料を活用し、給食時間中に地場産食材の解説を校内放送で行っております。また、令和7年度には遠賀漁協の御協力のもと、芦屋産の生ひじきを使用した給食を提供した実績もございます。今後の展開につきましては、学校給食の衛生管理基準などを遵守しつつ、栄養教諭や学校現場と緊密に連携し、こどもたちが五感を通じて豊かな学びを得られるよう給食を通じた食育を一層推進してまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

いろいろやられているようで、ちょっと質問させていただきたいんですけども。そういった地場産食材なんですけど、どのように確保されているのかお分かりであったら、お聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

給食食材の購入につきましては、物によっては個人、小店舗から直接仕入れることもありますし、農協を通じて収集・調達することもございます。また、県の学校給食課を通じて調達するものもございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

ありがとうございます。学校給食はこどもたちにとっては日常の一コマでありながら、行政にとっては理念と現実の両方が問われる政策分野であると感じております。食育やシビックプライドといった価値を大切にすればするほど、それを支える給食の質や提供体制をいかに持続可能なものとして守っていくかが重要になってまいります。

そこで次の質問に移ります。要旨3です。物価高騰下における給食の質の維持についてお尋ね

いたします。

ここ数年は食材価格や物流費の高騰が続いております。そのような中でも、こどもたちに安全で安心な給食を安定的に提供し、栄養バランスや給食の質を維持していくことは非常に重要であります。そこで、現在の献立内容や栄養価、食材品質などについて、どのように維持管理されているのかお尋ねいたします。また、今後さらに物価高騰が進んだ場合、どのような対応を想定しているのかお伺いいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 木本 拓也君**

お答えいたします。

学校給食の運営におきましては「学校給食実施基準」や「学校給食衛生管理基準」などに基づき、適正な栄養価の確保及び食材の安全性の徹底を最優先に管理しております。また、学校給食費の積算にあたり、昨今の物価動向を適切に反映させることは自治体としての責務であると考えております。毎日の給食は摂取カロリーや栄養バランスを踏まえ、栄養教諭が献立を作成しており、その中で地場産食材の有効活用やメニューの工夫を凝らしていることなどは、先ほど答弁したとおりでございます。今後、さらなる物価高騰が継続した場合におきましても「学校給食法」第11条の趣旨を鑑み、児童生徒の健康維持に必要な給食の質を最優先に確保するため、適切な給食単価の設定及び機動的な予算措置を講じるなど万全の体制で対応してまいります。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

長島議員。

**○議員 1番 長島 毅君**

御答弁を伺い、物価高騰という厳しい状況の中においても、給食の質や安全性、こどもたちの健康を最優先に取り組まれていることがよく理解できました。その上で、給食を守る取組から地域や学びへどう広げていくのかという視点で、次の質問に移らせていただきます。

保護者の方からは「汁物が少し冷めていることがある」といった声を耳にしたことがあります。もちろん安全面や衛生管理上の基準を満たした上で提供されていることは理解しておりますが、温かいものは温かく美味しく食べられる環境づくりも、こどもたちの満足度や食への関心を高める上で大切ではないかと考えます。

現在の給食提供における温度管理や配送体制はどのようなになっているのかお伺いいたします。また、今後さらにこどもたちが美味しく給食を食べられる環境づくりについて、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、給食の温度管理と配送体制について御説明いたします。

「学校給食衛生管理基準」では、調理終了後 2 時間以内に喫食することが定められております。給食センターでは、特に汁物は喫食の 1 時間から 1 時間半前までに調理を完了させ、保温食缶に入れて学校へお届けしております。配送時には給食センターの職員が味つけや調理状態、提供温度などの確認を行う「検食」を毎回実施しております。配送は学校の時間割に合わせ給食センターを出発し各学校へ届けております。学校到着後、校内の配膳室では全ての品目の温度を確認しており、汁物はその時点で摂氏 70 度前後を維持しております。学校到着後には校長による「検食」を行い、問題がないことを確認した後、各学級へ配膳されます。このように、調理前後の検食や配送中の温度管理を徹底し、安全・安心な提供に努めているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1 番 長島 毅君

御答弁を伺いまして、調理や配送だけでなく学級での配膳まで含めた全体工程を重視し、学校現場と連携しながら改善に取り組まれている姿勢がよく理解できました。

それでは次に、安全・安心な給食提供体制についてお尋ねいたします。

学校給食は毎日提供されるものであり、安全性の確保は極めて重要であります。現在の衛生管理や調理環境、給食センター設備の維持管理について、どのような取組を行っているのかお尋ねいたします。今後予定されている設備更新や現場環境の維持についてもお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

「学校給食法」第 9 条及び「衛生管理基準」にのっとり、安全性の確保には万全を期しているところであります。給食センターは現在の地へ移転してから 10 年余りが経過していますが、設備の更新・改善は施設の安全性を維持し、かつ安定供給を継続できるよう適切な点検及び整備を行っているところです。給食センターでは、調理器具をはじめとして中長期的な長期修繕計画を策定し、定期的に施設設備の改修及び更新を行っています。この計画と日常の点検結果に基づき、安心・安全な学校給食を提供するための環境整備を推進しているところです。具体的な計画とい

たしましては、本年度から２年間をかけて調理室などの空調設備の改修を行っており、令和９年度から３年間かけて給排気設備の改修、令和１０年度にはボイラー本体の更新を予定しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 １番 長島 毅君

ここまで伺って、学校給食が多くの現場の努力と計画的な行政運営によって支えられていることを実感しております。だからこそ私は、給食を単に守るべきコストではなく、育て生かしていく教育資産として捉える視点が、これからますます重要になるのではないかと考えております。

そこで次の質問に行きます。要旨４です。地産地消の推進及び給食を通じた地域事業者との連携について。

先ほど要旨の２番目で、学校給食を通じた食育やシビックプライドの醸成といった、主に教育的な観点からお尋ねいたしました。ここからは視点を少し変え、そうした価値を実際の給食運営の中で、どのように支え形にしていくのかという観点から質問をさせていただきます。学校給食は教育の場であると同時に地域を知る大切な機会でもあります。町の農産物や水産物を学校給食へ活用することで、こどもたちは地域の恵みや生産者の努力を知ることができます。現在も地元産食材を活用されているとのことでしたが、今後さらに学校給食を通じて、こどもたちが地域の農業や漁業、食文化に触れる機会を充実させていくお考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

学校給食を通じた地産地消は、こどもたちが地域の恵みを味わい芦屋町への愛着やシビックプライドを育む上で、何物にも代えがたい貴重な教育機会であると考えております。「福岡県産農産物利用率調査」に基づきお答えいたしますと、令和７年度における福岡県内の県産食材利用率は平均で約３４％ということです。ちなみに芦屋町は約３２％でございます。地元産食材の導入に当たりましては、天候による収穫量の変動や年間を通じた安定供給の難しさ、「衛生管理基準」への対応やコスト面など、実務上の課題を抱えているのも事実です。しかしながら、こうした課題を一つずつ乗り越え、可能な限り多くの「芦屋の味」を届けることが重要であると考えています。今後は先進自治体の事例研究を深めるとともに、地域の生産者や納入業者の皆様との対話をさらに重ね、連携を強化しながら活用促進に取り組んでまいりたいと考えています。

また、農業や漁業への理解を深める機会につきましては、小学校での稲作体験や中学校での事業連携、さらには県の「ワンヘルス教育推進事業」を通じた農業高校での体験活動など、学校現場の年間教育過程の中で、より実りある学びとなるよう教育内容の充実を図っているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1 番 長島 毅君

たくさん御苦労されているようです。教育的な意義が高まれば高まるほど、それを現場で支える調達や供給の仕組みもより一層重要になってくると考えております。やはり、学校教育課任せにするのではなくてですね、農業や水産業を所管する産業観光課など、関係部局が主体的にもう少し関わっていただき、地産地消と食育の双方を支える安定的な食材供給体制の構築に取り組んでいただきたいと思います。今後の連携強化に期待を持たせていただく御答弁であったと受けとめております。

そこで次に、こうした取組を経済的・効果的に進めていくための仕組みとして、要旨5です。学校給食センター運営審議委員会の活用についてお尋ねいたします。

給食に対する保護者や学校現場のニーズ、価値観は時代とともに多様化しております。そのため、こどもの声を含めた現場の声をしっかり反映しながら運営していくことが重要であると考えます。そこで、学校給食センター運営審議委員会において、保護者や学校現場の意見をどのように反映しながら、給食の質や満足度向上につなげていく考えなのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えします。

芦屋町学校給食センター運営審議委員会は、芦屋町学校給食センター設置条例第5条の規定に基づき設置されています。この委員会は、教育長、学校長代表が2人、各学校の給食主任が4人、各学校のPTA代表が4人及び学校薬剤師で構成されています。全員で12人編成です。委員会の主な役割は、学校給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、運営に関する重要な事項についての調査及び審議を行い教育委員会に対して助言を行うことです。特に給食費の単価設定をはじめとする管理運営全般に関し、保護者や教育現場の代表者から専門的かつ実践的な知見をいただくことは、給食の質を維持・向上させる上で不可欠な判断材料となっています。委員会の中では「給食の質及び量を低下させないこと」を共通認識とし、委員の皆様から寄せられる貴重な御意見を日々の給食運営に真摯に反映させております。また、運営の透明性を確保するため、委

員会での議事録は町のホームページで広く公開しております。今後も委員会での建設的な議論を給食運営へ確実に反映させるとともに、適切な情報公開に努めます。併せて、町の財政状況にも配慮しながら町民の皆様の信頼に応える健全な学校給食運営を実践してまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1 番 長島 毅君

現場の声をきちんと踏まえながら、給食の質向上に取り組まれていることがよく分かりました。その上でこうした学校給食の取組を、町全体の子育て支援や魅力発信にどのようにつなげていくのか、次の質問に移らせていただきます。

要旨 6 です。学校給食を活用した子育て支援及び町の魅力発信についてお尋ねいたします。

本町が継続している学校給食費負担軽減や安全で安心な給食体制は、町の大きな魅力の 1 つであると考えております。子育て環境を重視して移住先を選ぶ家庭も増えていると聞きます。そこで、この取組もほかの教育施策、子育て施策とともに、芦屋町の強みとして十分発信できる内容だと思っております。

そこで、芦屋町として、こうした取組をどのように魅力発信につなげていくお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

現在実施しております「学校給食費負担軽減措置」及び「教育活動としての安全・安心な給食の提供」は、こどもたちの健やかな成長を支える教育環境の基盤であり、極めて重要な施策であると認識しております。また、芦屋町の学校給食は、近隣自治体と比較して年間の実施回数が多い点も特徴であり、子育て世帯への実質的な経済的・家事支援につながっているものと考えております。これらの取組は、結果として子育て世帯の居住地選択において大きなアピールポイントとなり、芦屋町の魅力向上に寄与するものであると考えます。今後、給食の質向上や食育の充実、学校施設の環境整備を計画的に推進することはもとより、これら魅力ある教育環境の取組や独自の支援体制について、町のホームページなどを活用し、町内外へ情報発信していきたいと考えています。これにより「教育環境が充実した町」としての評価向上を図り、町の魅力発信に大きく寄与できるよう、引き続き着実に取り組んでまいります。給食を単なる栄養補給の場としてではなく、こどもたちが芦屋町に誇りを持つための「教育資産」として活用し、選ばれる町としての

魅力を高めていく所存です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

これまでの答弁を通じて、学校給食が子育て支援、教育環境、町の魅力づくりと非常に幅広い役割を担っていることが改めて分かりました。その根底にあるのは「給食を通じてどのような子どもたちを育てたいのか」という教育の問いであると私は考えております。

そこで、こうした取組を教育の視点から、どのように捉えておられるのかについて、教育長、また、町長にお尋ねいたします。

要旨7です。こどもたちにとって、より豊かで魅力ある給食の実現に向けた今後の考えについてお尋ねいたします。

今回、給食費負担軽減だけでなく、その先にある学校給食の可能性について質問してまいりました。給食はこどもたちの健康を支えるだけでなく、食を通じて地域を学び、人とのつながりを学び、感謝の心を育む教育活動の1つでもあると考えております。また地元の食材や郷土料理に触れることは、自分たちの住む芦屋町への理解や愛着を深める機会にもなります。教育長は、学校教育を——ごめんなさい。学校給食を学校教育の中でどのように位置付けておられるのか、また、給食を通じてこどもたちにどのような力や心を育んでいきたいと考えておられるのか、お聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

学校給食の教育的な位置付けと、給食を通じて育みたい力についてお答えいたします。

学校給食は、バランスの取れた豊かな食事を提供することで、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達を図るとともに、見る・食べる行為を通じて児童生徒の興味・関心を引き出し、学習を深めることができることから「生きた教材」と呼ばれています。この学校給食を各教科、道徳、特別活動と関連を図り、食育の要となる「重要な教育活動」とであると位置付けております。

私は学校給食を通じて、こどもたちに大きく3つの心や能力を育みたいと考えております。1つ目は「感謝の心」です。食事を大切にし、食育の生産や調理等に関わる多くの人々の支えによって食事が提供されていることを理解し、食事の重要性、食事の喜びを感じる心を育てていきます。2つ目は「ふるさと芦屋への愛着」です。地元の食材や郷土料理に触れることで、芦屋町への理解を深め、誇りを持つきっかけとなります。3つ目は「心身の健康を管理する能力」です。

心身の成長や健康の保持増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を育て、生涯にわたり健康で豊かな人生を送る基盤を養うものであります。給食の時間は単なる昼食の時間ではなく、こどもたちの心と体を育む「大切な教育の場」であります。芦屋町の未来を担うこどもたちが食を通じて豊かな人間性を育めるよう、食育の推進に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

非常に愛情深い答弁感銘を受けました。教育長のお話を伺い、学校教育が単なる昼食ではなく、こどもたちの成長を支え地域を学びふるさとへの愛着を育む大切な教育活動であることを改めて実感いたしました。その一つ一つの積み重ねが将来の芦屋町を支える人材を育てていくことにつながっていくのだと考えております。給食費負担軽減という取組は子育て世帯への支援として大変重要ではありますが、それと同時に、その先にある「どのようなこどもたちを育てたいのか、そして、どのような町をつくっていききたいのか」という視点が、今後ますます重要になってくるのではないのでしょうか。こどもたちが給食を通じて地域を知り、地域を好きになり、将来ふるさとに誇りを持つ。その積み重ねがシビックプライドの醸成につながり、ひいては芦屋町の未来を形づくっていくものだとは思っております。給食にはこどもたちの記憶に残り、大人になってからも「あの給食が美味しかった」、「あの給食で地域のことを知った」と思い出せる力があると考えています。そうした給食は、まさに芦屋町の「未来への投資」であり、「教育資産」であるといえるのではないのでしょうか。そこで、貝掛町長にお尋ねいたします。

町長は学校給食を、芦屋町の未来を担うこどもたちへの投資として、またシビックプライドを育む教育資産として、今後どのように発展させていきたいとお考えなのか、その思いをお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

まずですね、芦屋町の学校給食をですね、まず「生きる力」を育む教育活動の根幹としてですね。これは非常に重要であると認識しております。その上で議員が述べられた「給食は未来への投資であり、教育資産である」という視点に、最も深く共感しているところでございます。学校給食は単なる栄養摂取の場ではございません。芦屋町の歴史や文化、生産者の思いをこどもたちにつなぐ、まさに「ふるさとの味」でございます。こどもたちが給食を通じて地域を好きになり、

将来「町で育ってよかった」と誇りに持てることこそ、私たちがこどもたちを育てていく上で大変大切なことではないかと考えております。

今後、この給食をさらに発展させるために、私は次の３点に力を注いでまいりたいと考えております。第１に、こどもたちの記憶に残る体験や交流の深化でございます。地域の食材や生産者とつながりを、より実感できる学びへと広げてまいりたいと考えております。第２に、質の高い給食を守り抜くため安定的な財源確保でございます。物価高騰などの影響を受けても、こどもたちの食の質を落とさない体制を整えてまいりたいと考えております。第３に、魅力ある教育環境としての積極的な情報発信でございます。芦屋町の教育環境の強みを町内外へ広く伝え、「選ばれる町」としての価値を高めてまいりたいと考えております。

町の教育大綱の基本理念であります「芦屋町のこどもは芦屋で育てる」。この理念をもとに、こどもたちが誇りを持って未来へ羽ばたけるよう、町全体で教育環境の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 １番 長島 毅君

ありがとうございます。これが最後になるのですが、これはちょっと答弁を求めるものではないのですけれども、１つのアイデアとしてお話しさせていただきます。

答弁にもありましたが、芦屋町は地産地消また地元食材という面では一定の制約がある中にありますが、給食の魅力というのは食材の量だけではなく、アイデア次第で大きく広がるのではないかと感じております。そこで、大きな新たな財源を伴わずに取り組める企画になるのではないかと思います、１つ御提案させていただきます。

まず、１学期目は「貝掛町長考案おすすめ給食の日」が１度。２学期目は「三桝教育長考案おすすめ給食の日」が１度。３学期目は「各校長先生おすすめ給食の日」が１日、といった形でそれぞれに、本気でメニュー開発をしていただくというのはいかがでしょうか。そうなりますと、「貝掛町長はやはり王道のカレーライスできたのか」、「教育長は栄養バランスを極めた野菜たっぷり完璧な健康メニューできた」、それとも校長先生が「とにかくボリューム満点の丼でこどもの心を掴みに来るのか」。そういった戦略も含めて、大人が本気で悩む姿を見せるのも、これもまた教育なのではないかと思います。そして最後は、こどもたちの投票で今年のナンバーワン給食を決める。結果次第では「来年は必ずリベンジする」といった声も出てくるかもしれませんし、場合によっては給食の結果で、来年の意気込みが変わる方も出てくるかもしれませんが、そういったことも含めて、こどもたちにとっては楽しい思い出になるのではないかと考えております。も

ちろん本質は勝ち負けだけではなく、記憶に残ることだと思っております。本日は、1つのアイデアとして御紹介させていただきましたが、給食においてはコンテストやイベント化などの取組は進んでおりますが、誰が考えた給食かという視点で子どもたちが参加し、評価するような取組は全国的にはまだ多くないと認識しております。そうした意味で芦屋町としても、新しいチャレンジの余地があるのではないかと感じております。今後の検討材料の1つとしていただければ幸いです。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で長島議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 辻本 一夫君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立礼。お疲れしました。

午前 11 時 39 分散会

---